

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月三日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

佐賀県公安委員会規則第十号

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の指定に

関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則（平成二十一年佐賀県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
題名中「第十二条の三」を削る。

第一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「医師の指定」を「法第四条の三第二項又は法第十二条の三の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」を「公安委員会」に、「銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「（以下「医師の指定」という。）」を削り、同項の表中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第三号」に、「第五条の二第三号」を「第八条第三号」に、「第五条第一項第三号及び第四号」を「第五条第一項第四号及び第五号」に改め、「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十六項に規定する」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症（以下「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下

「法」という。）第四条の三第二項の規定による医師の指定を行うものとする。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月四日から施行する。